8

産前産後休業期間中の掛金免除申出書(当初・出産後)

東京都職員共済組合理事長 殿					戸籍上の	① 氏名									
<組合員記人欄> │						予定日より出産 <i>t</i>						計金免除			
更新区分	1 当初 2 出産後 3 訂正					は	付書類等が旧姓の 、旧姓氏名を欄外 します。			期	間が変	変更さ	れた	例	
組合員番号	0 1 2 3	3 4	5 6	7			(氏名	一	古力	. →.	١				
フリガナ	+ :	ョウサイ	ハ	ナコ			(九)石	果	水和	77)				
組合員氏名	共	済	花	子	ı			•							
組合員の 生年月日	昭和 4	年	3	月	3	日	□ 多胎妊娠	※多周	台妊娠⊄)場合(こはチ	エックを	と入れ	てください。	
出産予定日	令和 〇	年	2	月	11	Ħ	当該子の生年月日 (出産日)	令和	0	年	2	月	1	∄ ③	
当初の	令和 🔘	年	12	月	18	日から	変更後の	令和	0	年	12	月	18	日から	
妊娠出産休暇 承認期間	令和 〇	年	4	月	8	日まで	妊娠出産休暇 承認期間	令和	0	年	4	月	8	日まで	-4
	産前(8)週	産	後(8)週	 上記期間内の	令和		年		月		日から	
							有給休暇期間	令和		年		月		日 まで	J
当初の	令和 🔘	年	1	月	1	日から	変更後の	令和	0	年	12	月	22	日から	
産前産後休業 掛金免除期間	令和 🔘	年	4	月	8	目まで	を 産前産後休業 掛金免除期間	令和	0	年	3	月	29	日まで	⑤
(下記【注意事項】2 のとおり)	² (掛金免除終了 令和○ 年			3 月)					<mark>2</mark> 月) 給与シス						
	は、「当初」(1回目)	<u></u> ይ、[[出産征	复」(2	2回目)の2回	の提出が必要です	·				月かり		 引」が「1 る	
※ 太線枠	竹は、一出産	後」の扱	是出の	際に	当初	刀]甲出内容。	と併せて記入くださ	v.° [
上記の期間について妊娠出産休暇を取得していますので、地方公務員等共済組合法第114条の2の2の規定に基づき、産前産後休業期間中の掛金の免除を申し出ます。															
令和	〇 年	0	月(Ħ										
				申出	3 者	氏 名	共済	花	7				印	6	
<所属所長記 ト記の記載事	入欄> 項は、事実とれ	温ない	上認め	ます				自署以	人外のと	 :きは护	押印が	— <u>—</u> 必要で	です。		
令和	_		月 () 日										
所属所名•職名															
			所属	所長		氏 名	〇〇D 千代日		ß長 −郎	(公印名	省略)		7	

<所属共済事務担当者記入欄>

△△課△△担当	組合三郎	3333-1111 (11-111)
事務取扱 所属·部·課·係	事務担当者名	電話番号(内線)

【注意事項】

- 1 出産予定日、出産日、多胎妊娠の有無がわかる書類を添付ください。(母子手帳の写し可) また、妊娠出産休暇承認期間の証明のため、「休暇簿の写し」も添付してください。(当初及び出産後(当初申出の妊娠出産休暇期間と変更がな い場合は、出産後は不要です。))
- 2 産前産後休業における掛金免除期間は、産前産後休業(産前6週間(多胎の場合は14週間)、産後8週間)を開始した日の属する月から、産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月までです。出産日が予定日より遅れた場合、産後8週間までが免除対象期間となります。(産前産後休業は、妊娠出産休暇承認期間内に限ります。)

出産予定日又は出産日	産前産後休業終了日	免除終了月
2月2日	3月30日	2月
2月3日	3月31日	3月

³ 還付対象となる場合には、共済組合に還付請求をしてください。 4 年金額は、掛金を免除された期間も組合員期間に含み計算されます。